高継嵩碑考釈

渡辺 久

はじめに

中国山西省の南西部には、縦に細長く臨汾盆地がひろがる。その北方の出入口に 霍州市があり、省北部の中心である太原市と西南部の臨汾市をむすぶ中継地となっ ている。市の東方には霊峰霍山がそびえ、西には山西を南北に貫流する汾水をのぞ む。典型的な黄土地帯にある霍州市は、北緯36度付近に位置するので、日本では 栃木県宇都宮のあたりであろう。霍州の歴史は古く、周代の霍伯国の地として知ら れている。春秋時代には永安、そして前漢に彘県となり、後漢にはふたたび永安と 呼ばれた。隋代に霍邑とされると、唐、宋を通じてこの名が用いられる。現在の呼 称となる霍州とされたのは金代である。

高継嵩碑を訪ねるには、霍州市街から北東へ北張村、庫拔村と、のどかな聚落を 進み、峡谷をひとまたぎすると、霍山へ連なる、見わたす限りの黄土高原の上に出 る。その台地を北へとたどった断崖の上に、土壁に囲まれた家々が散在している。 高王荘である。霍州市街からは、北北東へ約 15km の地点にある。村はずれの高台か らは、南方はるかに霍州市街を眼下に一望することができる。そこに村を鎮守する かのように、ささやかな祠がある。北宋時代の人、高継嵩(981-1040)の廟である」。 すでに『(康熙)鼎修霍州志』において碑の存在は知られていた。その録文は、『(道 光)直隷霍州志』あるいは『山右石刻叢編』にも収録されている。近年、『山西碑碣』 において、その神道碑の拓影と釈文にあわせてその概容も紹介された。碑身の大き さは、高 151cm、幅 87cm、厚 28cm であり2、横斜めに二本の亀裂が走っている。碑文 は楷書で全28行あり、一行には最大62字をおさめる。その周囲に忍冬花紋の線刻 が施されている。碑額の大きさは高 79cm、幅 88cm、厚 28cm で、一行に篆書で 4 文 字、それが全3行ある。亀座は、長100cm、幅78cmである。亀首は脱落して失われ ている。碑陰には高氏の系譜が刻まれている。これについては『山西碑碣』および 『山右石刻叢編』に録文があるものの、碑陰の拓影は示されていない。なお、碑本 体および碑額、亀座ともに現在も、この高王廟内に保管されている。本稿はその訳 注である。

[「]山右石刻叢編』巻 16、高継嵩碑の条には、碑高四尺四寸、広二尺二寸、二十八行、行六十二字、正書。今在霍州庫拔村。としており、これは碑文にある記述と一致する。ただし『山西碑碣』高継嵩碑解説(225頁)では、現在は霍州市の東郊外 15 kmにある高王荘の高継嵩墓前にあるという。また『(雍正)山西通志』巻 172 には、宋節度使高継嵩墓在州東二十五里高家庄。とある。現代の地図によれば、庫拔村から北方数キロに高家庄は位置している。なお、『中国文物地図集』山西分冊(上)302頁の「霍州市文物図」では、高王荘と庫拔の中間地点に、高継嵩墓の現在位置が示されている。

² 『三晋石刻総目』臨汾巻、霍州市存碑目録(224頁)にこの碑の情報を掲載しているが、碑の大きさの測定値に若干の異同がある。そこには、碑首80×88×28m. 碑板155×77×26m. 碑座60×82×20cm. とある。

28	27	26	25	24 楽趣	23 況而	22 立奇	21 伝欲:	20 慨然 5	19 度使	18 邑県	17 国信生	16 人素田	15 慶州	14 宣記	13 移知-
公子公孫	定国勲賢	公之未来	大河之西	皇化其异	下累棄以功力	功尤知名於時	立碑以表其墓	怛傷以諗	諸孫蕃衍碑吟	永太郷庫拔せ	使以疾免魏公	畏 公名母	有戍卒謀為	绿姓名將以	火山軍改礼室
公侯衮	于何不	犬戎遘	高氏世	功徳被人者豈有	名自終其独能隆	時亦可以 概 見	墨以行状来求文	朝廷恩許移本	陰為譜以系之大	村有故人焦拱実	公亦以 公故	望風遁去辺境清	乱逐指揮使周美	擢任至是乞	賓副使充邠寧環
炙 忠	善	難	顕	窮邪宜其	於当時者	公之遺	於邇邇郷	州兵馬鈐	(観二年	銘其墓	辞不行康	粛民立生	欲殺之美	朝覲禀辺	慶路駐泊
心義有本	綏城之衆	公之既来	赫赫定武	後世爵祿玉	豈徒然哉観	範亦嘗拜	里後進也猶	轄聚族営弁	公之姪孫	公娶史氏	定元年九月	嗣至今奉祀	挺身帰	事 詔俞	安撫都監知
無忝履践	免爾塗炭	克除克翦	蚤以才選	未艾天之報人 B	定国公	公之画像真	及識公	富者輸資貧者	洵為皇城使	封河南県君	七日以疾卒	不怠又遷保	公衆畏	其請到	璟州累遇西
	登惟其	稽首服	謀之具	固其理也銘曰	保全綏州以五日	一時英偉人	之二季永奇永六	効力二年之	揚歷二広間	生子男八人永年	於鎮戎軍之正空		公不敢動縦其	闕侍射後苑一	京左藤庫使
	免	従	臧		県之衆帰る	也辞不獲名	亨今皆亡な	間以畢其喜	朝廷方口	信永友永弘	寝享年五-	臣范文正公	餘党誅首章	発中銭孔	公勇而,
大	被爾冠冕	威霊大□	勇于義戦		于 我朝使	免因為論口口	矣永奇軽財重	事而夫人史氏	且選任皇城君	誠永堅永洙永	十有九諸孤護	公韓魏公最知	議者十七人降	賜銀絹一百疋	有謀臨敵未嘗
観四年十一月二	有施有報	凡此武功	帝用疇之		其人去彼凶虐	如此史氏謂三	義 渾厚長者永	(至是而合葬焉且	口羣従游筐四方	永高永享永宣後以	喪帰平陽以慶] 公為可用] 韶美之美	両襲衣金帯奏	挫折前後屢奏
日 立 石	其報必言	虎臣蹇賽	委茲方西		復為 王民·	世為將道家所	亨沈驇好謀恢	謂公功	族中旅殯而	以子貴累贈	曆七年二月二	力薦引之嘗命	官至節度使復	対称 旨擢	勝捷
郡人牛美刻	遠	蹇	面		方其迎拜鼓舞	忌東漢耿氏自	廓有大志所至	烈如彼懼其無	未葬者六十人	公定武軍節	十一日葬於霍	副魏公為契丹	移知鎮戎軍羌	授昭州刺史知	宗遣中貴人伝

録文

《篆額》

01 故定武軍

02節度使高

03

公神道碑

《碑文》

02 01 宋故銀 青光禄大夫検校太子賓客使持節 承 議 郎 新 差同勾当代州五台山寺務司 保州諸軍事保州刺史兼御史大夫騎都尉渤海県開国 `并真容院及興善鎮煙火巡 検公 伯食邑九百 事 王 邇 戸贈定武軍 撰 節 度 使高 公神道碑銘 [并序]

惟 高 氏 (為河 西 大姓 世 有顕 以功勲在 文思 姪 孫 皇 副 一城使 使 充晋州 王府威震夷落自 充晋州 兵馬都監兼在城巡檢武騎尉邵 兵馬鈐轄上柱国保定県開国男食邑三百戸 領軍而下枝分派別散居於延安綏德平陽者不知 口洵 祁 幾何人本其忠義相伝縄縄翼翼大者侯封 篆額 書

8 07 父 **冷諱文呸** 始為本州 衙 校以計破叛羌逆謀殺其愛将卒完城以 高祖諱思□□□仕唐末以破賊勲為工部尚書綏州刺史 分掃于 本朝 太宗嘉歎委以辺在於汝州防禦使累贈定国軍節度使 一殿直 公即

陰礼 定 国 ,成転 四第三子 左 班 也 殿直 諱継嵩字惟嶽以将家子結髮從戎有志於功名故歷任未嘗不在辺要而所至有威声治状可述 真宗東封霈恩授右班

州 州 床 穰 寨兵馬監押累戦以多就移環州管界巡検時吐蕃叛命 定国遺表転右侍禁差晋州兵馬監押就徙晋隰同巡検用方略捕殺強賊史胡子以功賜 公以軽兵入时焚烧族帳殺獲甚多西賦畏服納降乃還 公来競越境犇走持物以献 勅書奨諭改左侍禁又遷供奉官移案 朝廷疇労特 授閣門祗候移 公犒労撫

10 60

晋

12

慰

90 05 04 03

小

者

材

進

雖

Ш

西 気俗

漸 磨

使 然而

大門功徳界付有以

而 ·遺之其威恵感人心如此就差知原州移知鎮戎軍龍図閣学士王博文举 公実暁軍機諳練辺事kkf,兵馬都監改晋隰等州都巡檢使就徙原州駐泊都監兼沿辺巡検使先是@州招降吐蕃酋豪数十族團] 内 . 殿崇班坐公累移陜州 駐 泊 未幾転内殿承制

3

領軍諱君立

公之大父也

祀 汾

書き下し

《篆額》

故定武軍節度使高公神道碑

《碑文》

宋故銀青光禄大夫、検校太子賓客、使持節保州諸軍事、保州刺史兼御史大夫、騎都尉、渤海県開国伯、食邑九百戸、贈定武軍節度使、高公神道碑銘 [并びに序]承議郎、新差同勾当代州五台山寺務司并真容院、及び興善鎮煙火巡検公事王邇撰姪孫皇城使、充晋州兵馬鈴轄、上柱国、保定県開国男、食邑三百戸、□洵書文思副使、充晋州兵馬都監、兼在城巡検、武騎尉、邵祁篆額

惟れ高氏は河西の大姓たり。世よ顕功あり、勲は王府に在り、威は夷落を震わす。 領軍3より而下、枝は分れ、派は別れて、延安⁴、綏徳⁵、平陽⁶に散居する<mark>者</mark>、幾何人 なるを知らず。本より其の忠義は相い伝えて、縄縄翼翼たり⁷。大なる者は侯もて封 せられ、小なる者は材もて進めらる。山西の気俗は漸く磨して⁸然しむと雖も、而れ ども大門の功徳、畀付は以てするあり⁹。高祖、諱は思 [下一字仁宗廟諱を避く] ¹⁰、 唐末に仕え、賊を破るの勲を以て工部尚書、綏州刺史と為る。領軍、諱は君立、公 の大父なり。父、諱は文岯、始め本州衙校と為り、計を以て叛羌の逆謀を破り、其 の愛将を殺し、卒に城を完くし以て本朝に帰す¹¹。太宗嘉歎し、委ぬるに辺任を以て

³ 領軍 ここでは祖父の高君立をさす。領軍は帰順した部族長級の人物に与えられる領軍衛将軍などの略称であろう。『宋史』(中華書局本)巻 6 真宗本紀、咸平三年(1000)に、九月庚辰、賜契丹降人蕭肯頭名懐忠、為右領軍衛将軍、厳州刺史。招鶻名従化、為右監門衛将軍、由哥名従順、為千牛衛将軍。とあり参考になる。

⁴ 延安は宋の永興軍路の要衝であり、たびたび西夏と宋の激戦が行なわれた。現在の陝西省延安市 にあたる。『宋史』巻 87 地理志、陝西路に、延安府、中、都督府、延安郡、彰武軍節度。本延州。 元祐四年、升為府。旧置鄜延路経略安撫使、統延州、鄜州、丹州、坊州、保安軍、四州一軍。其後 増置綏徳軍、又置銀州、凡五州二軍。と記す。

⁵ 綏徳は延安に隣接する。『東軒筆録』巻 5 に、延州当西戎三路之衝、西北金明寨、正北黒水寨、東 北懷寧寨、而懷寧直横山、最為控要。頃年、薛向、种諤取綏州、建為綏徳城、拠無定河、連野鶏谷、 将謀復横山、而朝廷責其擅兵、二人者皆黜罷。とある。ここは、黄河の支流無定河と大里河の分岐 にある要地で、横山をはさみ西夏との帰属をめぐり激戦の地となった永楽城、米脂寨をその城内に もつ。現在の陝西省綏徳にあたる。

⁶ 平陽 河東路晋州平陽郡建雄軍節度。治臨汾。(『元豊九城志』巻 4) 山西南部にある要地である。 現在の山西省臨汾市にあたる。

⁷ 縄縄 『詩経』周南螽斯に、宜爾子孫縄縄。とあり子孫が絶えないことを言う。翼翼は『詩経』 小雅楚茨に、我稷翼翼。とあり、盛んに茂るさまを意味する。

⁸ 漸磨使然 『宋会要輯稿』(以下『宋会要』)選挙 18-14 武挙に、[慶元二年(1196)] 八月二十八日、臣僚言、両淮荊襄皆楚地也。山川之勝風土至厚鍾、為人物往往豪気磊落有足観者、漸磨之以学問、勧誘之以爵禄、莫不奮起。とある。また『資治通鑑』巻 17、漢紀 9、建元元年(前 140)十月の董仲舒の言に、「是以刑者甚衆、死者相望、而姦不息、俗化使然也。」とあり、また『宋史』巻 162、地理志、江南西路建昌軍に「其俗性悍而急、喪葬或不中礼、尤好争訟、其気尚使然也。」とあることから、ここでは山西地方の気風が漸次にそこなわれてゆくという方向の意味かと考える。

⁹ 界付 『桯史』巻 10、成都貢院に、成都新繁有蔵芸祖御容者、莫知始何年、令長交事匱護、畀付 惟謹。とある。畀はたまう、あたえる。付はつく、したがうの意味だろう。

¹⁰ 前掲の『山右石刻叢編』および『山西碑碣』高継閣碑(225~228頁)、拓影に「下一字避仁宗廟諱」 の小字双行注あり。宋仁宗、諱は禎。 (高思禎 — 高君立 — 高文岯 — 高継嵩)

¹¹ 高文匠が宋に帰属した年について、『皇朝編年綱目備要』巻 5、太宗の淳化五(994)年三月に、李 継遷入夏州。趙保吉徙綏州民於平夏、左都押衙高文匠撃走之、以綏州内属。乃命文岯知州事。と記 す。

また『武経総要』前集、18下、辺防綏州の条に、本朝太平興国中(976-983)、李継遷叛、河右俶

す¹²。汝州防禦使に終り、定国軍節度使を累贈せらる¹³。公は即ち定国の第三子なり。 諱は継嵩、字は惟嶽、将家の子なるを以て結慶するや戎に従い、志を功名に有す。 故に歴任は未だ嘗て辺要に在らざるはなく、而も至る所、威声治状の述ぶ可きあり。 真宗東封の霈恩¹⁴に、右班殿直を授けられ、汾陰を祀るの礼成り¹⁵、左班殿直に転ず。 定国の遺表もて右侍禁に転じ、晋州兵馬監押に差せられ、就ち晋隰同巡検に徙る。 方略を用いて強賊史胡子を捕殺し、功を以て勅書を賜わりて奨論せられ、左侍禁に 改めらる。又た供奉官に遷り、秦州床穰寨兵馬監押¹⁶に移り、累戦して以て多あり¹⁷、 就ち環州管界巡検に移る。時に吐蕃命に叛く。公は、軽兵を以て入りて討ち、族帳 を焚焼し、殺獲すること甚だ多し。西賊は畏服し納降す。乃ち還るに、朝廷は労に疇 いて特に間門祗侯を授く¹⁸。晋州兵馬都監に移り、晋隰等州都巡検使に改めらる。就 ち原州駐泊都監兼沿辺巡検使に徙る。

是より先、環州に吐蕃の酋豪を招降すること数十族、公の来るを聞き、競いて境を越えて犇走し、物を持し以て献ず。公、労を犒い撫慰してこれを遣る。其の威恵の人心に感ぜしむこと此くの如し。就ち知原州に差せられ、知鎮戎軍に移る。龍図

擾、以高文岯知州事。継遷攻撃不已、因徙文岯泊居民于石州、廃毀其城。とあり、綏州はその後、 放棄されたとする。

¹² 前掲『山右石刻叢編』は、継嵩父文呸、史亦無伝。惟高永能伝有云、永能世為綏州人、伯祖文呸 举州来附、即拜団練使。(中略)長編、詔以高文岯為綏州団練使。碑所謂完城帰朝、太宗嘉歎、授以 辺任者是也。と注記する。『続資治通鑑長編』(以下『長編』とする)巻 35、淳化五年(994)夏四月甲 申に、上聞趙保忠既成擒。詔以趙光嗣為夏州団練使、高文岯為綏州団練使、削保吉所賜姓名復為李 継遷。とある。

さらに『長編』巻 58、景徳元年(1004)十二月丁未に、廃石隰州部署、置石隰縁辺都巡検使、仍命 汝州防禦使高文軽領之、西上閣門使張守恩為都監、領駐泊兵。俟河水合、即往来巡察。とあり、汝 州防禦使に進んでいる。

なお綏州高氏の軍団について、『長編』巻 47、咸平三年(1000)八月己未に、詔晋州以襄陵県公田 五頃給相州兵馬都監魚彦璘為永業、仍蠲其賦。彦璘本綏州人、与高文岯同帰化、故優待。とあり、 また『長編』巻 54、咸平六年(1003)三月壬辰に、石隰都巡検使高文岯言、綏州東西蕃部軍使葉錦等 百九十五口内属。と記されており、魚氏、葉氏などの土着豪民勢力が高氏軍団に含まれていた。

¹³ 高文岯の死について、『長編』巻 83、大中祥符七年(1015)九月甲午に、石隰州縁辺都巡検、峽州防禦使高文岯卒。詔遣中使護喪、帰晋州、録其子孫。文岯自践廷来帰、人許其忠而知変、久在石州、得軍民心。又蕃衆先随至者数千戸。上慮其失所、即以文岯長子継昇為崇儀副使、領父任焉。と記す。高文岯は石隰州縁辺都巡検として十年あまりを務め、峽州防禦使の位で、任地に没したことがわかる。ただ累贈とあるが、今のところ高文岯が節度使の位を贈られた記事はみつからない。なお、宋の定国軍節度使は知枢密院や知太原府などに兼ねて任命される高位の官職である。

¹⁴ 真宗の東封とは泰山での封禅を指す。大中祥符元年(1008)十月に挙行された。その際、文武百官には官位の進級を恩典として与えた。この時「三班使臣の五年を経たる者は考課を与える。」(『長編』巻 70、大中祥符元年十月癸丑)とあるので、高継嵩もこれにあずかったのだろう。

¹⁵ 真宗が汾陰を祀ったのは大中祥符四年(1011)である。

¹⁶ 秦州床穰寨 『長編』巻 132、慶曆元年(1041)六月己亥、陝西体量安撫使王尭臣が対党項戦略を 上言する中に、秦州の床穰寨の戦略的位置について言及する。其次、秦州絶在西南、去賊界差遠。 其入冦之路、東則自儀州西南生属戸八王界族経過、至水洛城北、是賊界党留等族地。水洛城南与秦 州治坊、床穰寨相接。(中略)必須益兵万人、分屯安遠、伏羌、治坊、床穰、弓門寨、清水県、以扼 東西之来路。云々。なお秦州床穰寨について、前田正名『河西の歴史地理学的研究』吉川弘文館 1964年(427~428ページ)に若干の説明がある。

^{17 『}周禮』夏官司勲に、戦功日多。とある。

¹⁸ 『長編』巻 104、天聖四年(1026)六月癸未に、賜環州縁辺巡検、供奉官、間門祗候高継嵩等器幣有差。以瑪爾黙族冦辺而継嵩等率衆捕撃有労也。とあり、すでに高継嵩の武階は閤門祗候とある。

閣学士王博文¹⁹は、公の実に軍機に暁るく、辺事に諳練するを挙ぐ。内殿崇班に転ず。公累に坐し²⁰、陜州駐泊に移る²¹。未だ幾くならずして内殿承制に転じ、知火山軍²²に移り、礼賓副使に改められ、邠寧環慶路駐泊安撫都監・知環州に充てらる²³。累遷して西京左蔵庫使となる。公、勇にして謀あり。敵に臨みて未だ嘗て挫折せず。前後、屢しば勝捷を奏す。仁宗は中貴人を遣り宣を伝え姓名を記録し、将に以て擢任せんとす。是に至り、朝覲し辺事を禀せんことを乞う。詔して其の請を命す。闕に到り後苑に射すに传し、一発して銭孔に中る。銀絹一百疋両、襲衣金帯を賜る。奏対、旨に称い、擢んぜられて昭州刺史・知慶州を授けらる²⁴。戍卒の謀りて乱を為し、指

¹⁹ 王博文(973-1038)、字は仲明、曹州済陰の人。彼はやがては知枢密院事へと昇進する。その見識は多方面におよび、人事分野にも発揮された。とりわけ西北方面のチベット系諸族に対する施策において、羌族の撒逋渇の叛乱に際し、曹瑋や田敏を推挙して、乱の平定に成功する。王博文が羌族の実情に精通していたことは、『宋史』や『長編』の中にも次のようにある。初、沿辺軍民之逃者必為熟戸畜牧、又或以遺遠羌易羊馬、故常没者数百人。其禽生羌、則以錦袍、銀帯、茶絹賞之。間有自帰、而中道為夏人所得、亦不能弁、坐法皆斬。博文乃遣習知辺事者、密持信紙往招、至則悉貸其罪、由是歳減殊死甚衆。朝廷下其法旁路。(『宋史』巻 291、王博文伝)

また、『長編』巻 104、天聖四年十月己亥に、戸部副使王博文言、陜西沿辺蕃部捕送逃軍、多因樵採或遠探伏路、而被蕃人所執、亦有脱身得帰、復為掠去者、有司皆準法処置、情実可矜。自今請決配遠悪州軍。詔止配外州牢城、情軽者仍奏聴裁。[原注、十二月甲戌、王随下教、与此畧同。当考。博文事又見明道元年七月甲戌]とある。

なお、前掲『山右石刻叢編』は次のように注記する。又天聖九年王博文以知秦州、龍図閣直学士、 徙知鳳翔府。此碑称、博文挙公実暁軍機、度継嵩知原州移鎮戎軍、亦必在天聖末年也。

²⁰ 坐公累 『東都事略』巻 115、文芸伝、李建中の条に、李建中、字得中、其先京兆人也。(中略)太宗嘉之、召対便殿。会建中坐公累、降監在京権易院。とある。公累については、『宋会要』選挙 30-7、紹興三十年(1160)正月十四日に、韶、諸州守臣、間有闕官、可令六曹尚書、侍郎、翰林学士、両省台諫官、正言以上、各举曽任通判及通判資序、公勤廉慎、治状顕著、可充郡守者二員閉奏、以備銓択。仍保任終身犯贓及不職、与同罪。其曽任郡守雖有公累、而才実可用者、亦許荐挙。とある。両者を考え合わせると、坐公累とは公事連坐の意味に通ずるかと考える。梅原郁『宋代司法制度研究』創文社 2006 年(713~721 ページ)参照。

²¹ 陝州駐泊都監として明珠族と戦う。『長編』巻 111、明道元年(1032)九月甲戌。降涇原路副都部署、 捧日天武四廂都指揮使、龔州防禦使高化為滑州部署、知渭州、西上閤門使安継昌、知丹州、涇原路 都監、左騏驥使、英州刺史王懐節為河陽都監、知鎮戎軍、内殿崇班、閤門祗候高継嵩為陝西都監、 並坐掩撃明珠族失利也。先是、化等以盛夏出兵、径抵賊帳、一日行幾百里、兵素不整、渉険皆困乏、 既与賊遇、首尾不能相救、遂自奔潰、騎士渴死者又三之一。自是、指明珠為強族、不敢復言攻取云。

²² 火山軍 『宋史』巻 86、地理志。火山軍、同下州。本嵐州之地。太平興国七年、建為軍。治平四年、置火山県、熙寧四年、廃之。崇寧戸五千四十五、口九千四百八十。貢柴胡。砦一、下鎮。[原注、火山軍旧領雄勇・偏頭・董家・横谷・桔槹・護水六砦。慶曆初、置下鎮砦。嘉祐六年、廃偏頭砦。熙寧元年、廃桔槹砦。元豊九城志、領砦一。]

²³ この時期に遺矢による疑惑事件がもちあがる。高継嵩は韓琦により窮地を救われる。『長編』巻 122、宝元元年(1038)八月の条。丙子、工部郎中知制誥王举正為契丹生辰使、礼賓副使張士禹副之、右司諫直集賢院韓琦為正旦使、左蔵庫使高継嵩副之。琦言、継嵩昨知環州、因軍士得遺箭、繋匿名文字、言継嵩将叛。継嵩心不安、乞還朝。臣察其事之偽者有二。弁其惑者有一、継嵩久在西辺、頗以勇敢聞、或為西賊所悪、設反間而去之。不然、則馭下厳、而為戍卒巧計以中之、此其偽可察二也。且継嵩背義投誠、元昊必陰納其説、若元昊忠於朝廷、則当密奏其事、何必以遺箭達其叛状平、此又其惑可弁一也。臣愚以謂宜急遣継嵩還辺、其元告匿名文字、亦乞論罪如律。外以杜黠賊行間之謀、内以破惰兵詭中之計、次以堅継嵩用命之心。使辺郡聞之、孰不畏朝廷之明、而厲忠義之懐也。庚辰、詔継嵩復知環州、以西染院副使兼閤門通事舍人王從益代使契丹。從益、漢忠子也。

[『]長編』巻122、宝元元年(1038)九月庚戌、徙知慶州、復州刺史趙振知環州、西京左蔵庫使高継 嵩領昭州刺史、為環慶路鈴轄兼知慶州。前注の遺矢にまつわる疑惑事件と、それに関連するであろ う、御苑での射撃の一件ののち、この命が下ったのだろう。

また、『長編』巻 123、宝元二年(1039)四月丁卯に、環慶鈴轄高継嵩言、今元昊将兵冦延安、請令石、隰州発五関塞捉生兵、夜済大河、入定仙嶺鉄笳平、設伏掩襲。従之。とあり、環慶路鈴轄として軍略を献じた記事がある。呉廷爕著『北宋経撫年表』によれば、この時期、環慶路の帥府は邠州

揮使周美を逐いこれを殺さんと欲するあり。美、身を挺して公に帰す。衆、公を畏れ敢ては動かず。其の餘党を縦し、首として議する者十七人を誅す。詔を[降]しこれを美とす。美、官は節度使に至る²⁵。復た知鎮戎軍に移る²⁶。羌人素より公の名を畏れ風を望みて遁去し、辺境清粛たり。民は生祠を立て今に至るまで奉祀して怠らず。又た保|||刺史に遷る。当時の大臣、范文正公、韓魏公最も公の用う可きを||刺り、カ薦してこれを引く²⁷。嘗て命じて魏公の契丹国信使たるに副たらしめらるも、疾を以て免ぜらる²⁸。魏公も亦た公の故を以て辞して行かず。康定元年(1040)九月七日、疾を以て鎮戎軍の正寝に||卒|す²⁹。享年五十有九。諸孤、喪を||護りて平陽に帰り、慶暦七年(1047)二月二十一日を以て、霍邑県永太郷庫拔村に葬る。故人焦拱実、其の墓に銘する有り。公、史氏を娶る。河南県君に封ぜらる。子男八人を生む。永信、永友、永誠、永堅³⁰、永洙、永衛、永亨、永宣。後に子の貴きを以て公に定武軍節度使を累贈す。諸孫蕃衍し、碑陰に譜を為り以てこれを系す。

大観二年(1108)、公の姪孫洵は皇城使と為り、二広の間に揚歷す³¹。朝廷、方直に皇城君を選任す。□羣従して四方に游宦し、族中の旅に殯して未だ葬せざる者六十人、慨然として怛傷し以て懿う。朝廷恩もて本州兵馬鈐轄に移るを許す。族を聚め営弁するに、富者は貲を輸し、貧者は力を効し、二年の間に以て其の事を畢る。夫人史氏は是に至ってこれに合葬す。且つ謂えらく、公の功は烈なること彼の如し。

に置かれている。その北に広がる、党項との戦闘地域こそ、高継嵩が赴任した環州、慶州であった。

²⁵ 周美、字は之純、霊州回楽の人。『宋史』巻 323 に本伝あり。本文で「節度使に至る」とあり、 前掲『山右石刻叢編』は、周美、霊州、回楽人。官至耀州観察使、馬軍副都指揮使、卒贈忠武軍節 度使、諡忠毅。と注記する。なお、『宋会要』儀制 11-17 武臣追贈、軍職観察使に、馬軍副都指揮 使耀州観察使周美、皇祐四年九月、贈忠武軍節度使。とあり、追贈は 1052 年であった。

²⁶ 涇原路北部の要衝が鎮戎軍にあたる。『長編』巻 123、宝元二年(1039)五月丙午には、徙環慶鈐轄 高継嵩為涇原鈐轄。とあるが、おそらくは知鎮戎軍に任じられ、旧例にしたがって涇原鈐轄を兼任 したのだろう。このことについて、『長編』巻 125、宝元二年閏十二月、知延州范雍の上言に、自 吴賊不臣、鄜延、環慶、涇原三路並近賊界、河南麟、府亦接連延州、最当要害。(中略)其涇原路、 即鎮戎軍、渭州、城壁堅固、屯兵亦衆、復有弓箭手、蕃落騎精強、況高継嵩累経任使、其餘偏裨、 並是諸処選換之人、兼有西蕃瞎氈牽制、賊衆不敢輒進。とある。そこでは、涇原路鎮戎軍には弓箭 手、蕃落の騎兵を中心とした精強軍が配備され、それを選り抜きの部将たちが率いており、その要 に高継嵩がいると述べている。

²⁷ 范仲淹の高継嵩への評価について、『宋名臣奏議』巻六四、百官門、諸将、范仲淹「上仁宗乞督責管軍臣僚挙智勇之人」に、臣窃見辺上将帥、常患少人。今高継嵩纔亡、人情頗駭。恐鎮戎不能守禦。云々。とある。これは范仲淹が知延州であった康定元年(1040)九月の上奏であることが知られている(『范文正公集補編』巻一)。高継嵩の死去を同年五月とする、この碑の記述とも一致する。また、韓琦による高い評価については、前掲『長編』巻 122、宝元元年(1038)八月丙子の条参照。

²⁸ 病気により韓琦とともに使者を辞退したとするが、前注 23 の『長編』は、遺矢疑獄事件により現 役を解任され、副使として契丹へ派遣される危難を、韓琦によって救われたと記述する。

²⁹ 高継嵩の死について、『宋会要』儀制 11-27、観察使追贈に、保州刺史高継嵩、康定元年十一月贈随州観察使。とある。前掲『山右石刻叢編』は、碑言、継嵩卒於康定元年九月初七日。長編注謂、康定初、継嵩死於鎮戎圍城中、与碑適合。朱観以是年十月辛卯知鎮戎、即代継嵩。蓋其卒以九月、而朝廷十月始聞之耳。と注記する。なお、庫拔村に葬むられた慶曆七年は 1047 年。

³⁰ 高永堅 継嵩の第四子。『長編』巻 343、元豊七年[1084]二月丁酉に、以蕃官如京副使高永堅為荘 宅副使、統領官、副総管曲珍、知環州張守約降敕奨論、各賜銀絹二百。非漢族出身を意味する「蕃 官」と明記されている。また、蕃官荘宅副使高永堅為右騏驥副使、文思副使許利見為左蔵庫副使、 内殿承制雅爾為供備庫副使、内殿崇班吹恭為内殿承制。河東経略司上出西界逢賊戦功推賞也。(『長 編』巻 346、元豊七年六月庚寅)碑陰では、内殿承制に進んだとある。

³¹ この碑文の書をなした姪孫の高洵について詳細は不明である。二広は広南東西路をさす。

其の伝無きを懼れ、碑を立て以て其の墓に表せんと欲す。行状を以て来りて文を邇に求む。邇は郷里の後進なり。猶お公の二季、永奇、永亨³²を識るに及ぶも、今皆亡し。永奇は財を軽んじ義を重んず、渾厚なる長者なり。永亨は沈鷙にして好く謀り、恢廓にして大志あり。至る所に奇功を立て、尤も名を時に知らる。亦た以て公の遺範を概見す可し。亦た嘗て公の画像を拜するに、真に一時英偉の人なり。辞するも免がるを獲ず。因りて為に□□を論ずることかくの如し。

史氏謂えらく、三世将と為るは道家の忌む所なり。東漢の耿氏、況より而下、累葉功名を以て自ら終る³³。其の独り能く当時に隆きは豈に徒然ならんや。定国公を観るに、綏州を保全し、五県の衆を以て我朝に帰し、其の人をして彼の凶虐を去り、復た王民と為さしむ。方に其れ迎拜鼓舞し、楽しみて皇化に趨く。其の功徳の人に被るは豈に窮まりあらんや。宜に其の後世の爵禄未だせきざるなり。天の人に報ずるは、固より其れ理なり。銘に曰く、

大河の西、高氏世よ顕る。赫赫たる定武、蚤に才を以て選ばる。これに謀るに具く臧し、義戦に勇なり。帝用てこれに疇い、この方面を委ぬ。公の未だ来らざるに、犬戎難を違え、公の既に来らば、克く除き克く翦る。稽首して服従し、威霊大いに□。凡そ此の武功、虎臣の蹇蹇たるなり。定国は勲賢にして、何においてか不善あらん。綏城の衆、その塗炭を免がれり。豈に惟だ其れ免がれるのみならんや、その冠冕を被らん。施あれば報あり、其れ報は必ず遠くす。公の子、公の孫、公侯の衮衮たるなり。忠義に本あり、履踐を系す無からん。

大観四年(1110)十一月二日立石、郡人牛美刻す。

高逵、高逢らが永楽で戦没したことが碑陰に刻まれている。

高永亨 継嵩の第七子。皇城使嘉州刺史に進む。『長編』巻 235、煕寧五年(1072)七月己亥には、 折克雋、曲珍、拓跋忠、李顒、燕達らとともに、夏人と商議して綏徳城界二十里に封堠を修置した。 また、『長編』巻 244、煕寧六年(1073)四月庚辰に、供備庫使高永亨遷一官、減磨勘二年。高永能 遷一官、王亢循資再任、以鄘延路経略司言、永亨等括田招弓箭手有労也。と記す。さらに、『長編』 巻 298、元豊二年(1079)五月己巳に、如京使、権鄜延路都監髙永亨先次衝替、以本路経略使呂恵卿 奏已劾治永亨役使蕃兵不平、及職事弛慢也。とあり、呂恵卿との確執から高永亨は解任される。 この呂恵卿との一件が高氏一族に大きな影をおとすことになる。『宋会要』刑法3-19。神宗元豊 三年(1080)六月十五日に、次のように記す。如京使高通上其叔永亨獄中訴冤文字二十二紙、乞移永 亨別路州軍待報、免為呂惠卿等刑禁冤死牢獄。上批、永亨辺遠小臣、犯法而主帥治其奸状、尚不知 懼、乃敢飾情自言凶頑之実、於此可見。仰見勘官司分析寬縦罪人漏泄獄情因依以聞。仍将来遇恩不 原。この記事にある高通は高永堅の子である。叔父のための嘆願もかえって藪蛇となる。その冤罪 を雪ぐため、元豊五年(1082)の永楽城の戦いへ参陣するが、そこで高一族は多くの戦死者を出す。 永楽城の戦いにおける高氏の働きについて次の記事がある。『宋会要』兵 8-29、元豊五年九月の 沈括の上言。(中略)初、虜兵尚遠、諸将多請擊之以挫賊鋒、而高永能言尤切。禧独不聴。及虜兵大 至、極目不見辺際、俄而鉄騎涉無定河。永能又曰、此号鉄鷂子、過河得平地、其鋒不可当、乗其未 渡撃之、可使殲焉。若縦之尽、則我師殆矣。禧又不聴、故及於敗。高永能は高氏一門と考えておく。 さらに『宋史』巻 334、徐禧伝には、永楽の戦いにおける大将高永亨について次のように記す。 夏兵二十萬屯涇原北、聞城永楽、即来争辺。人馳告者十数、禧等皆不之信、曰、彼若大来、是吾立 功取富貴之秋也。藉亟赴之、大将高永亨曰、城小人寡、又無水、不可守。禧以為沮衆、欲斬之、既 而械送延獄。比至、夏兵傾国而至、永亨兄永能請及其未陳擊之。禧曰、爾何知、王師不鼓不成列。 禧執刀自率士卒拒戦。夏人益衆分陣、迭攻抵城下。曲珍兵陳於水際、官軍不利、将士皆有懼色。珍 白禧曰、今衆心已搖、不可戦、戦必敗、請収兵入城。禧曰、君為大将、奈何遇敵不戦、先自退邪。 俄夏騎卒度水犯陳。鄜延選鋒軍最為驍銳、皆一当百、銀槍錦襖、光彩耀日、先接戦而敗、奔入城、 鞣後陳。夏人乗之、師大潰、死及棄甲南奔者幾半。このほかに高継嵩の孫の世代では高通、高選、

³ 『後漢書』列伝 9、耿弇列伝の論に曰く、三世為将、道家所忌、而耿氏累葉以功名自終。

《碑陰》 [第一段] 定武軍節度使 高公墓表碑陰 [第二段][第三段] [第四段] [第五段] 長男永信 (三班差使并白氏葬従西第二料丙穴) 孫世清(葬従西下第四料壬穴) 三子 惟簡 三子 居口 居迪 居宝 三子 居口 惟定 居本 居仁 二子 居口 惟亶 居栄 世萬 (葬従西下第四料甲穴) 四子 惟正 一子 居口 惟岳 一子 居口 惟福 三子 居口 居善 居潤 二子 居口 惟広 居口 次男永友 (三班差使并王氏葬第一料乙穴) 一子 居口 孫世忠 (葬従西下第五料丙穴) 一子 惟甫 一子 惟新 五子 居口 世元 (葬従西下第五料壬穴) 居楊 居護 居問 世緒(葬従西下第五料癸穴) 二子 惟貴 二子 居口 居礼 一子 居口 惟景 次男永誠 (三班借差并郭氏葬従西第二料壬穴) 孫世明(葬從西下第五料之穴) 一子 惟熊 五子 居口 居遇 居寬 居口 居口 一子 居口 世徳(堂葬第二料壬穴) 一子 惟顒

世長(葬第二料丁穴)	二子	惟義	二子	居口
				居順
		惟師	二子	居口
				居雅
世安	三子	惟鎮	一子	居口
		惟俊	一子	居口
		惟用	三子	居口
				居平
				居弁
次男永堅(內殿承制并長壽県君趙氏葬従西	f第二料 ^目	月穴)		
孫通 (従七太尉戦歿永楽)	二子	淵		
		湛	皆堂葬	草 (闕)
選 (従七太尉戦歿永楽)	二子	澄(堂葬第二	料口穴)	
		演	一子	居口
逵(従七太尉戦歿永楽)	二子	浩		
		浦		
適 (堂葬第二料甲穴)				
次男永洙(内段承制并長安県君魏氏葬従西	第三料理	5穴)		
孫遜(右班殿直副第三料丙穴)	一子	沔		
逢 (従七太尉戦歿永楽)				
次男永奇(左蔵庫副使并崇徳県君路氏葬従	西第三米	斗壬穴)		
孫建侯(左班殿直副第二料甲穴)	一子	癸一	三子	発
				1 /4
				쑬

次男永亨(皇城使嘉州刺史葬従西第三料甲穴)

次男永宣 (東頭供奉官葬従西下第四料丙穴)

孫建初

一子 粲

大観四年十一月二日、姪孫皇城□、晋州兵馬鈐轄、上柱国洵立石、孫婿劉衍書 朱建一管勾刊字

[以上、()内は小字割注]

文字の異同

行	上・下から	字目	拓影	録文	山右	直隸霍州志
4	下	4		邵	邵	×
5	下	20		者	者	者
6	下	32		仕	仕	仕
7	上	27	于	F.	于	於
8	下	9	霈	霈	霈	霂
10	下	5	閣	[門+台]	[門+台]	闔

	下	9	嚋	疇	庸	酬
12	下	15		坐	坐	坐
14	下	15	襲	襲	襲	鋄
15	下	13	美	美	美	なし
15	下	18		降	降	除
16	下	17		知	知	知
18	下	5	公	公	公	なし
19	下	14	筐	筐	童	宦
	下	18				侯
	下	27	揚	揚	揚	敡
20	下	18	至			至
22	下	20			次	次
	下	19			之	之
	下	18		如	如	如
	下	12		世	世	世
	下	11		為	為	為
	下	5		東	東	東
	下	4		漢	漢	漢
23	下	19			使	使
24	上	2	趨	趨	趣	趨
25	下	5	之	之	之	咨
	下	11	于	於	于	於
	下	14	具	具	具	其
26	下	9	門			×
27	下	5	報	报	報	×
28	上	9	忠	中	忠	×

上表は碑陽のみ。拓影、録文ともに『山西碑碣』、山右は『山右石刻叢編』巻 16 による。その他の略字、異体字などは印刷、表示可能なものに改めた。なお、『道光直隷霍州志』巻 25 の録文では、1~4 および 26~28 行目は省略されている。

山西の大姓高氏の記憶

現在の甘粛・陝西から山西にかけて、いわゆる中国の西北地域には、従来、トルコ系をはじめ、チベット系の部族がゆるやかに進入していた。彼らは主に軍事集団として、唐から五代、さらに北宋とも様々なかかわりを持った。たとえば、北宋末の靖康の変(1126~1127)において、宋の首都開封へと駆けつけた、山西の种氏や姚氏、代北の折氏などもその一例としてよいだろう。

ここで取り上げた高氏は、北宋時代を通じて、党項との戦争で活躍する、西北の チベット系豪民勢力の一つである。その根拠地は、はじめは綏州、延州、のちに平 陽に置かれた。綏州は現在の陝西省綏徳付近にあたる。いわゆる横山の南東麓であ り、当時は宋と党項との係争の地であった。

高継嵩の高祖にあたる高思禎は唐代に綏州刺史に任じられているので、すでにそのころには一勢力を率いていたにちがいない。祖父は高君立という。この人物は「領軍」と呼ばれた。それは非漢族の酋長が宋へ帰順した時に任じられる右領軍衛将軍

の略称とも考えられる。

父の高文呸が宋から綏州の知事に任じられるので、唐から五代を経て宋代まで三代にわたり、綏州を中心としてある程度の勢力を維持していたことがうかがえる。しかしながらついに転機が訪れる。碑文に、高文岯が「叛羌を破り、城を完くして本朝に帰する」とある。時期と場所から、このばあい「叛羌」とは党項の李氏を指すと考えてよいだろう。唐以来、一定の関係を保っていた李氏と高氏であったが、ここに至って李継遷と対立した高文岯は、ついに庇護を求めて宋へ帰属したという方が、「叛羌を破り云々」というよりも実情に近いだろう。なぜならこの時、高氏一族は綏州を離れ、黄河を東にわたり、本拠を平陽へ移しているからである。太平興国年間(976-984)のことである。平陽は山西省臨汾市の古名であるが、現在の霍州市も行政上は臨汾市に属している。

辺境豪民の懐柔

北宋の禁軍には、明らかに非漢族を意味すると思われる蕃落をはじめ帰明渤海、 吐渾小底、吐渾直、擒戎、三部落と号する馬軍を備えていた。また地方では、西北 辺境の現地民を郷兵や土軍のかたちで編成して、西夏への防衛とその地の治安維持 にあてている。そうした必要もあって辺境地域に勢力をもつ豪民の指導者やその子 弟を宋の下級武官に任じるばあいがあった。おそらくは仁宗時代に激化する西夏戦 争に前後して、そうした事例が急増し、にわかに制度の整備がすすめられたようで ある。『長編』巻 132、慶暦元年(1041)六月己亥の記事がその参考になる。

西北辺みな蕃兵あり。蕃兵なる者は、塞下の内属せる諸部落を以て団結して 藩籬の兵と為すものなり。羌戎の種落は相い統一せず、塞を保つ者はこれを属 戸と謂い、餘はこれを生戸と謂う。陜西は則ち秦鳳、涇原、環慶、鄜延。河東 は則ち石、隰、麟、府。其れ大首領は都軍主、百帳已上は軍主、都虞侯、指揮 使、副指揮使、軍使、副兵馬使と為す。功次を以て補される者は刺史、諸衛将 軍、諸司使、副使、承制、崇班、供奉官と為り、殿侍に至る。

其れ本族巡検に充てらるる者、俸は正員に同じく、添支銭十五千、米麵傔馬は差あり。刺史、諸衛将軍と為るは、請給は蕃官の例に同じ。首領の軍職に補される者、月俸銭は三千より三百に至る。又た歳ごとに冬服綿錦袍を給すこと凡そ七種、紫綾二種。十将而下は皆土田を給す。

高継嵩は三班の下級に位置する右班殿直から出発して、左班殿直→右侍禁→左侍禁→供奉官→内殿崇班→内殿承制→西京左蔵庫副使→昭州刺史→保州刺史と武階を進み、巡検、都監、鈐轄と地方における軍政の実務官を務めた。彼の経歴は、まさに蕃族の首領やその子弟がたどるコースにほぼ一致している。また、彼が率いていたと思われる兵力はおそらくは蕃兵とよばれるもので、たとえば「涇原路蕃落指揮を升せて禁軍と為し横塞の上に在らしむ。」(『長編』巻 104、天聖四年[1026]十一月戊午)とあるように、禁軍に格上げされ、宋の軍事体制に編入されていったのだろう。

高繼嵩の死

高継嵩は父祖以来の綏州出身の魚氏、葉氏らを中心とする自前の軍団を率いて常に前線に立ちつづけた。父の死後、晋州兵馬監押という下級部隊長となり、さらに晋州隰州同巡検という広域武装警察隊長をつとめる。この時捕殺した盗賊の史胡子なるものの詳細はよくわからないが、あるいは高一族が平陽にあった在地の旧勢力を排除する過程で起こった事件の一つであったかもしれない。

そののち彼は辺境の任務にのぞむことになり、沿辺巡検として、天聖四年(1026) に党項の本拠である興慶府の東南に接する環州へ赴いた。『長編』に次のようにある。

環州縁辺巡検、供奉官、閤門祗候高継嵩等に器幣を賜うこと差あり。瑪爾黙族の辺に冦するも、継嵩等は衆を率いて捕撃し労あるを以てなり。(『長編』巻104、天聖四年六月癸未)

環州は現在の甘粛省環県で、当時は陝西の中心である永興軍から、慶州へさらに西北の環州を経て、党項の本拠夏州へといたる、防禦の最前線に位置する。いわゆる横山の西南地域である。この記事にある瑪爾黙(磨糜)族、敏珠爾(明珠)族などの諸族は、『長編』巻 101、天聖元年(1023)八月乙未の記事では「属羌の明珠、磨糜族しばしば反覆し、[劉]平は潜兵もて数千人を殺す」とあるように、宋と党項の李氏との間にあったやはり党項系の部族であっただろう³⁴。碑文にはこれらを「吐蕃」とひとまとめにする。この当時、党項の李氏に対抗するため、宋は中小の諸族を味方に引き入れようとしていた。しかし強硬に反抗する明珠族を、宋軍はしばしば討伐するものの、明道元年(1032)、知鎮戎軍であった高継嵩が明珠族に大敗したことをもって、それ以後、明珠族への宋の武力制圧は敬遠される³⁵。こうして「吐蕃」諸族をことごとく宋に取り込もうとする目論見は潰えた。

おわりに

高継嵩の死後は、わずかに子の高永亨、高永堅らの名前が熙寧から元豊年間の記事にあらわれるのみである。注 32 にあるように、中央政府の高官との確執から、高永亨は投獄されることになる。追いつめられた高一族はつねに戦場に身をおくことによってしか、宋への忠誠を証明できなかった。この碑陰には、元豊五年(1082)、西夏の猛攻によって陥落した永楽城の激戦において没した、高氏一族の名が列記されている。永楽城は、高一族の故地、綏州北辺にある。西夏の興起をめぐる戦いの中に、高継嵩とその兵団は繰り返し投入された。この碑には、常に辺境の戦場に身を置き、黙々と闘いつづけ、やがて一族の力は徐々に削がれ、ついには歴史の舞台

^{34 『}涑水記聞』巻 9、環原州之間、属羌有明珠、滅臧、康奴三種最大、素号横猾、撫之則驕不可制、攻之則険不可入、常為原州患。また、『夢溪筆談』巻 13、宝元中、党項犯辺有明珠族、首領驍悍、最為辺患。また梅原郁『夢溪筆談』訳注(平凡社 1979)第2冊78~80ページ参照。なお、『長編』巻101、天聖元年八月乙未の条にある属羌名について、文淵閣四庫全書版および浙江書局本による世界書局版では瑪爾黙、敏珠爾とするが、中華書局本ではそれぞれ、瑪爾黙は磨糜、敏珠爾は明珠とする。ただし、上記『長編』巻104、天聖四年の記事は中華書局本にも瑪爾黙としたままである。35 『長編』巻111、明道元年[1032]九月甲戌。

から消えていった高氏一族が残した、わずかな記憶の断片が刻されている。『宋史』 に高継嵩の伝はたてられていない。

付記「河南・山西地区の多民族融合社会史の研究 —石刻史料による中国地域社会史解明の試み—」(平成23年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究代表:龍谷大学教授村岡倫)により、2012年3月に現地を訪れ、立碑の歴史地理状況を含め貴重な知見を得る機会に恵まれました。また中国の現地調査では、関係各位に格別のご配慮を賜りました。重ねて心より感謝いたします。

高継嵩略年表

年		年令	官	品	差 遺 (その他)
981	(太平興国1)	ı			(誕生)
994		13			父高文岯が宋に帰属
1008	真宗の東封	17	右班殿直	正 9	
1011	汾陰の祀	20	左班殿直	Æ 9	
1015	定国遺表(高文岯の死)	24	右侍禁	IE 9	晋州兵馬監押 晋隰同巡検
	史胡子を倒す		左侍禁	IE 9	
			供奉官	従 8	秦州床穰寨兵馬監押 → 環州管内巡検
1026	(天聖 4)	45	闇門祗候	閣職	環州沿辺巡検、供奉官、閣門祗候
					晋州兵馬都監 → 晋州等州都巡検使
					知原州・原州駐泊都監兼沿辺巡検使
1032	(明道 1)	51			知鎮戎軍
	(明道 1.9)		内殿崇班	正 8	陝州駐泊都監
			内殿承制	.F. 8	知火山軍
1038	(宝元 1.8)	57	礼賓副使	従 7	知環州・邠寧環慶路駐泊安撫都監
	遺矢疑獄事件		西京左蔵庫副使	従 7	(契丹国信副使)
	(宝元 1.9)		領昭州刺史		知慶州・環慶路鈐轄
1039	(宝元 2.4)	58			定仙嶺設伏を献策(環慶路鈴轄)
	(宝元 2.5)		保州刺史		知鎮戎軍涇原路鈐轄
1040	(康定 1.9.7)	59	贈随州観察使		(死去)

≪主要参考文献≫

山西省考古研究所『山西碑碣』山西人民出版社出版 1997 年

解希恭・張新智編『三晋石刻総目』(臨汾巻)山西人民出版社 2004 年

- (清)胡聘之撰『山右石刻叢編』石刻史料新編(新文豊出版公司 1977年)
- (清) 黄復生・黄翊聖『(康熙) 鼎修霍州志』稀見中国地方志滙刊(中国書店 1992年)
- (清)崔允昭・李培謙『(道光)直隷霍州志』中国地方志集成(鳳凰出版社 2005 年)
- (清) 揚立旭・白天章『(光緒) 續刻直隸霍州志』中国地方志集成(鳳凰出版 2005 年)

(わたなべ ひさし 龍谷大学)